国際標準化機構（ＩＳＯ）証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（ＳＣ４）の開催結果について

日証協・平成18年10月17～18日

国際標準化機構（ＩＳＯ；International Organization for Standardization）の「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「ＳＣ４」という。）」では、第２３回年次総会を去る１０月１７日、１８日の２日間に中国の北京において開催した。本協会では、従来からこの国際会議にＰメンバー（投票権のあるメンバーのこと、他に投票権のないオブザーバーのOメンバーがある。）として参加している。以下は、本会議の開催状況についての報告である。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

1.　ＩＳＯとは

ＩＳＯは、国際的に通用する規格や標準類を制定するための国際機関である。本協会では、証券取引の国際化及びコンピュータ化が急速に進展する中で、このＳＣ４ が担当する証券業務等の標準化は、我が国証券・金融業界にとって、今後ますます重要なものになるとの観点から、世界各地で開催されるＳＣ４年次総会に出席し、ＳＣ４における検討に我が国証券金融業界の意見を反映させるとともに、ＳＣ４の場で何が議論されているかを国内の関係諸団体等に伝達している。

また、年間を通じてＳＣ４で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行及び「銀行業務、証券業務およびその他金融サービスに関する専門委員会」（ＴＣ６８）のメンバーである日本銀行等の専門家等をメンバーとする「ＩＳＯ証券関係対策連絡会」を組織し、我が国証券金融業界等におけるＩＳＯ国際規格のユーザーの意見がＩＳＯの場に十分反映するように努めているところである。

2.　今年度年次総会の概要

（1）WG１（ＩＳＩＮ関連）の活動再開

WG１は、ＩＳＩＮ（International Securities Identification Numbering System）がＩＳＯ６１６６として標準化された後、活動を休止していた。しかしながら、ＩＳＯ６１６６については、２００５年に定期見直しの時期を迎えていること、また、米国等からオルタナティブ投資やハイブリッド金融商品への対応についての要望が出されていることから、その内容について具体的検討を開始する必要性が指摘されていた。

これに対応するため、今総会において、WG１の活動を再開し、年内に第一回目の会合を開催することを決議した。また、WG１には、アジアからの参加者がいないことから、ＳＣ４議長からアジアからの参加について要請あった。なお、WG１の主査

は、再開後の第一回会合で主査が選出されるまで、ＡＮＮＡ議長である Dan Kuhnel 氏（Euroclear）が務めることとなった。

（２）ＭｉＦＩＤ等への対応

ＥＵにおいて2007年11月から施行される「金融商品市場指令（ＭｉＦＩＤ：Markets in Financial Instruments Directive）」をはじめとする証券市場の制度改革に関し、現行の国際標準が対応しているか否かを調査するため、昨年のＳＣ４総会においてアドホック・グループが設立された。今総会においては、同グループからの調査報告が行われた。調査報告の後、ＩＢＥＩにおける集団投資スキームへの対応及びＭＩＣにおける取引所類似システムへの対応の必要性について、以下のとおり議論が行われた。

ＩＢＥＩ（International Business Entities Identifier）とは、発行会社、証券会社、ファンド・マネジャー、集団投資スキーム、非営利法人等の様々な金融取引参加者（銀行を除く。）の識別を予定している標準化である。これに対し、銀行を識別するためのコードとしては、ＳＣ７（コア銀行業務に関する分科委員会）が管轄するＢＩＣ（Bank Identifier Code）が既に存在している。ＭｉＦＩＤに対応するためには、集団投資スキームに関する識別コードを付番する必要がある。今総会においては、これに早急に対応するため、ＢＩＣを管轄するＳＣ７に対し、集団投資スキームをＢＩＣの対象に加えるよう要請することとした。

また、ＭＩＣ（Code for Exchange and Market Identification）は、取引所を国際的に識別するためのコード体系である。ＭｉＦＩＤでは、取引所と類似の機能を有する取引システムについて取引所と同様の規制を課すこととなっているため、これらの取引システムの識別コードをＭＩＣに追加することに関し、今後、確認を行うこととなった。

（３）ＩＳＯ／ＩＥＣ Directives における登録機関等の定義

近年の証券・金融分野における国際標準では、標準化された具体的内容を直接的に規定するのではなく、標準化のための手続を規定し、実際の標準化作業は登録機関（Registration Authorities）において行われるものが増えてきている。

しかしながら、ＩＳＯの規則であるＩＳＯ／ＩＥＣ Directives では、登録機関の具体的な役割や資格要件が定められていないため、登録機関に標準化作業をどの程度委ねてよいか不明確な状況である。また、このよう状況は、維持機関(Maintenance Agencies)についても同様である。

そこで、登録機関及び維持機関に関する具体的なルール又は解釈を作成するよう、ＩＳＯ事務局に要請することが決議された。

（４）主たる参加国及びリエゾンからの報告

① 日本

我が国からは、ＳＣ４国内委員会であるＩＳＯ証券対策連絡会の活動状況、ＩＳＩＴＣジャパン及びＦＩＸジャパンの活動状況について報告を行った。また、ＥＤＩＮＥＴのＸＢＲＬ化の動き及び株式会社ＩＣＪが 2005 年 12 月決算期から開始した議決権電子行使サービスの内容等についても報告を行った。

② 米国

米国からは、証券コードに関し、ＩＳＩＮについてはクロスボーダーの決済・受渡のみに利用し、国内基準としてはＣＵＳＩＰ基準を引き続き採用する旨、及びＣＵＳＩＰ基準は更新作業を行っている最中である旨報告があった。

③ ＡＮＮＡ

ＩＳＯ６１６６（ＩＳＩＮ）の登録機関であるＡＮＮＡから、ＡＮＮＡの Mission Statement は現在の活動を十分に反映していないため、現在、見直し作業を行っている旨報告があった。さらに、ＡＮＮＡが既存のシステムを改造し、ＩＳＩＮの有料検索サービスを提供する代わりに、各国付番機関が契約ユーザーへの課金を行わないこととする対応案がまとめられ、当該対応案をＩＳＯ事務局に提出した旨報告があった。

（５）今後の会合

次回の年次総会は、２００７年１１月５～６日の間に南アフリカのヨハネスブルグにおいて、次々回の年次総会は、２００８年９月第３週に米国のデンバーで開催することを決定した。

以　上
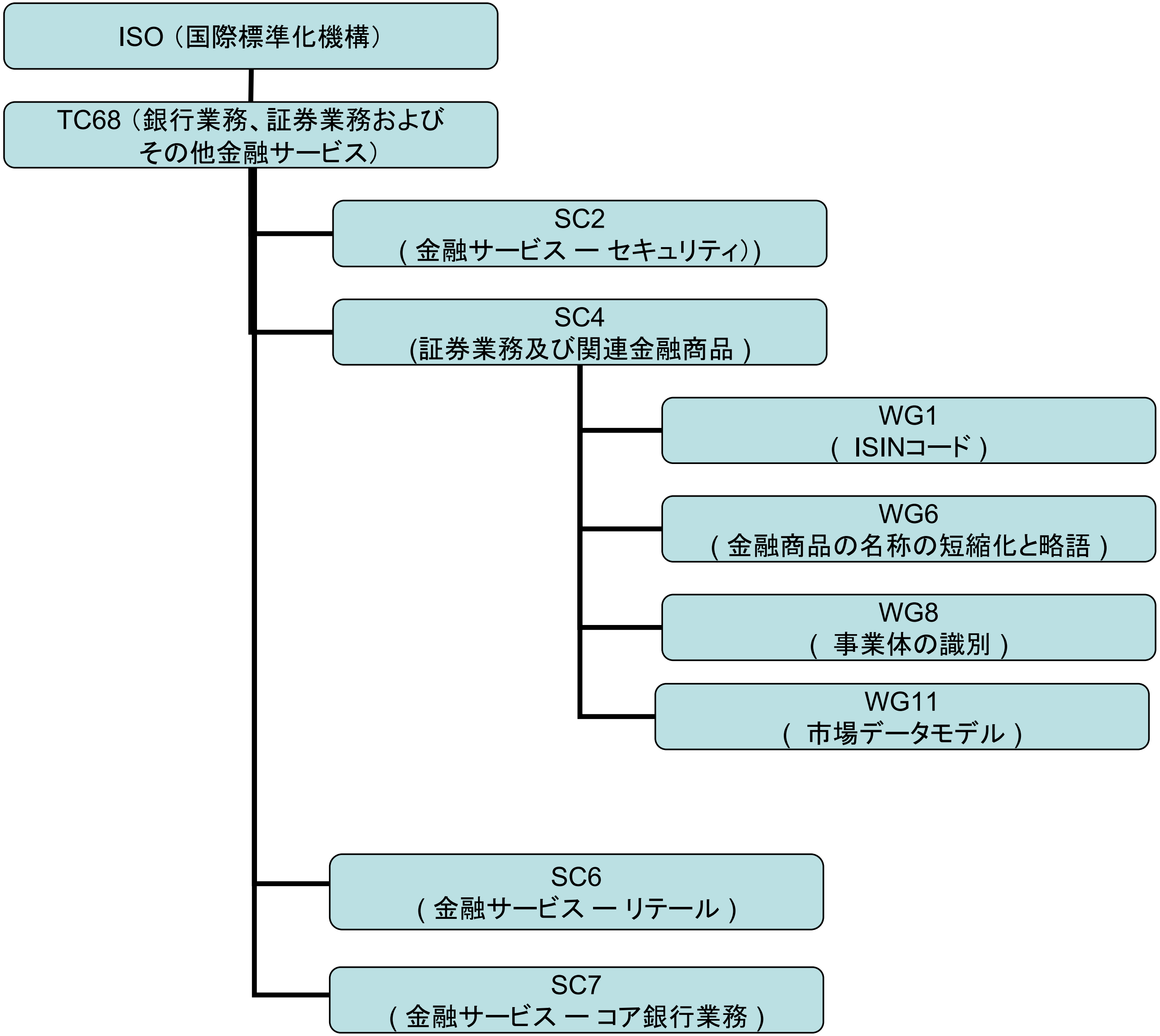
ISO TC68 SC4の組織